•

....

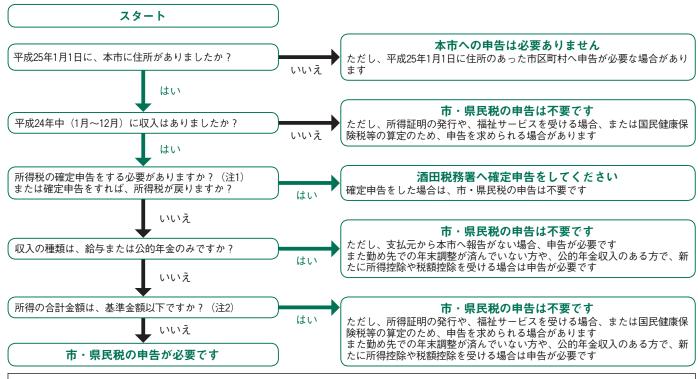
....

●申告が必要な方

矢印に従って進むと申告が必要かどうか、必要な場合は市役所と税務署のどちらへ申告するのかが分かります。

....

....



- (注1) 次の方は確定申告をする必要があります。詳しくは酒田税務署に問い合わせてください。
 - ●所得金額が所得控除額を超え、所得税を納税しなければならない方 ●青色申告者 ●土地や建物を売った方
 - ●新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- (注2) 所得とは、収入から必要経費などを差し引いた金額をいいます。
 - ●基準金額は、次の計算により求められます。 29万円×(A+1)+17万円×B[A:配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族の対象人数合計 B:Aが0の場合0、Aが1以上の場合1]

災害廃棄物の処理に関する測定結果について

●お問い合わせ/市環境衛生課管理係 ☎31-0933

市と酒田地区広域行政組合では、宮城県松島町の災害廃棄物の 受け入れに伴い、放射性物質濃度や周辺地域の空間放射線量率な どを測定し安全性を確認しています。測定結果は表の通りです。こ の結果は、市ホームページでも公表しています。

なお平成24年12月28日をもって災害廃棄物の受け入れを終了した ため、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設 (焼却場) に関する測 定は、12月で終了しました。酒田地区広域行政組合最終処分場(埋 立地)に関する測定は、今後も継続します。

1. ごみ処理施設における測定結果

| 空間放射線量率 | 単位:マイクロシーベルト/時間 | | | | | | |
|--|-----------------|--------|--|--|--|--|--|
| 測定地点 (高さ1気) | 12/25 | 基準値 | | | | | |
| 敷地境界 (4地点) | 0.05~0.06 | 0.19以下 | | | | | |
| バックグラウンド※ | 0.05 | 0.1922 | | | | | |
| ツバ ちだこと だいは 方端状はぬ目とこし 救地・ナス((中京春梅の)と郷とびいた。 しひに | | | | | | | |

バッククラウンドとは、目然放射線量を示し、敷地内で災害廃棄物の影響を受けない十分に 離れた地点。

2. 最終処分場における測定結果

(1) 地下水、放流水の放射性物質濃度

単付:ベクレル/リットル

| // | 测正地点 | センリム134 | センリム137 | 百百 | | | | | |
|------|-------|---------|---------|-----|-------------------------------------|--|--|--|--|
| 1/16 | 地下水上流 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | (セシウム134濃度÷60)+ (セシウム137濃度÷90)≤1 | | | | |
| | 地下水下流 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | | | | | |
| | 放流水 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(2) 空間放射線量率

単位:マイクロシーベルト/時間 測定地点(高さ1行) 12/25 1/7 1/15 1/22 基準値 敷地境界(4地点) 0.04~0.05 0.02~0.03 0.04 0.03 019以下 バックグラウンド 0.05 0.03 0.040.03

3. 施設周辺地域における空間放射線量率測定結果

空間放射線量率 単位・マイクロシーベルト/時間

| - | こいがるいかまー | | - | 一座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 126 L > 101 Hi |
|---|-------------|-------|------|--|----------------|
| | 測定地点 (高さ1気) | 12/28 | 1/9 | 1/22 | 基準値 |
| | 十五軒公園 | 0.05 | | | |
| | 十五軒南公園 | 0.05 | | | |
| | 下中村自治会館 | 0.05 | | | 0.19以下 |
| | 板戸農道 | 0.04 | | | |
| | 板戸公民館 | 0.05 | | | |
| | 大平公会堂 | 0.04 | 0.03 | 0.04 | |
| _ | | • | | | • |

市・県民税の申告相談が始まります

●お問い合わせ/市税務課市民税係 ☎26-5712~5714、酒田税務署 ☎33-1450

市・県民税の申告相談日程

【市役所本庁舎】2月27日(水)~3月15日(金)

【八幡・松山・平田総合支所】本紙折り込みチラシをご覧く ださい

- ◆申告相談は平日(月曜~金曜日)のみの受け付けです。
- ◆地区別に申告相談の指定日を設けています。市役所から市・県民税の申告書が送付された方は、指定日に申告会場へおいでください。
- ◆詳しい日程は、市ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告に必要なもの

- ①印鑑(認め印可)
- ②所得計算の資料/給与や年金の源泉徴収票、報酬などの 支払調書、帳簿、収支内訳書、領収書・請求書など
- ③所得控除計算の資料/医療費、社会保険料(国民年金など)、生命保険料(個人年金・介護医療保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済等の掛金の支払証明書や領収書、身体障害者手帳や福祉手帳など
- ◆②と③は、平成24年中に受け取りや支払いのあったものが対象です。証明書などがないと、控除を受けられない場合がありますので、忘れずに持参してください。

郵送でも申告を受け付けしています

- ①所得・所得控除計算の資料を用意
- ②申告書・収支内訳書に必要事項(氏名、住所、電話番号、所得・控除内容など)を記入し押印
- ③①と②を封筒に入れて、〒998-8540(住所不要)酒田市税 務課市民税係へ郵送
- ◆郵送による申告は、3月15日金まで(消印有効)です。電話番号を必ず記入してください。記入された内容について電話で確認させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

混雑緩和のため、ご協力をお願いします

毎年、市役所本庁舎の申告会場は、特に午前中を中心に 大変混雑します。申告を円滑に進めるため、次のことにご 協力ください。

【収支内訳書の記入】営業・農業・不動産所得のある方は、申告の際に収支内訳書の提出が必要ですので、帳簿などを整

理して収支内訳書に記入の上、提出してください

【医療費の支払額の集計】医療費控除を受けようとする方は、支払った医療費の合計額が必要です。領収書などを整理し、合計額を集計・検算の上、おいでください

市・県民税の税制改正について

生命保険料控除の計算方法が変わりました。詳しくは本 紙1月16日号または市ホームページをご覧ください。

給与からの市・県民税の特別徴収を推進しています

県内全ての市町村で、市・県民税を月々の給与から差し 引く特別徴収を推進しています。会社などで年末調整され ている方は特別徴収で納めていただくこととなっていま す。月々の給与から差し引く税額は、5月下旬以降に勤務先 を通して届く通知書で確認してください。

●酒田税務署からのお知らせ

【平成24年分の確定申告書の提出期限および確定申告に係る納期限】

所得税および贈与税/3月15日金

個人事業者の消費税および地方消費税/4月1日(月)

【口座振替利用の方の振替納付日】

所得税/4月22日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税/4月24日(水)

◆口座残高の確認をお願いします。また新たに口座振替を 希望される方は、酒田税務署に問い合わせてください。

●確定申告は便利なe-Taxで

e-Taxとは国税電子申告・納税システムのことです。 e-Taxを利用すると、自宅や会社などからインターネット で申告・納税ができます。利用に当たっては住民基本台帳 カード(電子証明付き)およびICカードリーダライタが 必要です。住民基本台帳カードについては、市民課住民係 ☎26-5723~問い合わせてください。

- ◆住民基本台帳カード(電子証明付き)をお持ちの方は、酒田税務署と市役所本庁舎でもe-Taxを利用することができます。
- ◆詳しくは国税庁ホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。